

ID: 5111

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第9条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第9条の規定による。 (地位の承継) 第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日